

埼玉県所沢児童相談所一時保護所 御中

埼玉県所沢児童相談所一時保護所第三者評価  
報告書  
(令和5年度)

令和6年3月27日

一般社団法人 アスラサポート



## 目次

<b>I &lt;概要&gt;</b> .....	2
1. 目的	
2. 評価方法	
3. 評価の方法	
<b>II &lt;報告&gt;</b> .....	3
総評	
各評価	
第1部 子ども本位の養育・支援.....	4
第2部 一時保護の環境及び体制整備.....	6
第3部 一時保護の運営.....	8
第4部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント.....	10
第5部 一時保護の開始及び解除手続き.....	11
<b>III &lt;判断基準一覧&gt;</b> .....	12

## I <概要>

### 1. 目的

児童相談所が行う一時保護において、公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することを通じて、透明性の確保及び「一時保護中の子どもの権利擁護」と「一時保護所運営の質の向上」を図ることを目的として一般社団法人アスラサポートが実施した

### 2. 評価方法

埼玉県指定の「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引(案)」に基づき以下の方法で実施した

#### (1) 各所アンケート(2/8～3/5)

##### ① 自己評価アンケート(職員 24 名)

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を実施し、評価機関が集計・分析を行った

##### ② 子どもアンケート(アンケート 21 名、ヒアリング 1 名)

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中の子どもに対してアンケート・ヒアリングを実施し、評価機関が集計・分析を行った

#### (2) 事前準備資料(2/8～2/19)

評価に必要なと思われる以下の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要(福祉行政報告例・定期監査資料)、組織図、業務分掌表、平面図、事業計画(行事計画・研修計画等)、子どもに対する説明資料(権利ノート、しおり、日課表、学習時間割表、献立表等)、マニュアル、シフト 等

#### (3) 実地調査(3/5)

##### ① 施設見学

##### ② ヒアリング 7名

所長、担当部長、担当課長、児童指導員 2 名、保育士、看護師

##### ③ 書類調査

児童に関する記録、職員に関する記録、各会議録、各計画書、各報告書 等

##### ④ 子どもヒアリング 1 名(当日、協力に応じてくれた子ども)

#### (4) 報告会(3/27)

参加者 施設: 3 名 所長、担当部長、担当課長

評価機関: 2 名 評価者 2 名

#### (5) 埼玉県へ報告書提出(3/28)

### 3. 評価のつけ方

#### (1) 評価方法

① 一時保護所職員自己評価、児童アンケート、各書類、ヒアリング、施設見学等を総合的に評価する。

② 判断基準の評価は○、△、×で評価する。

③ 各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行う。

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

## Ⅱ＜報告＞

### 総評

#### ＜優れている点＞

##### 1. 子どもの権利擁護

令和6年度法改定による子どもの権利擁護について重きを置いています  
所沢保護所においては既に十分に子どもの声を聞きニーズに対して的確に支援が行われています  
担当職員に副担当制を設け1対1で十分に子どもと話せる機会を作っています  
さらに看護師や保育士が子どもの声を拾い上げ所内全体で権利擁護に努めています  
子どもからの要望は愛着形成を大切に「できること」はなるべく実現する方向で「できないこと」は子どもの理解力に合わせ納得のいく答えをもって対峙しています  
来年度は県が進めるアドボカシー制度も活用しさらに子どもの内々の声を拾い上げ支援に繋げる意向です

##### 2. 子ども自治

ホームルームにおいて班・班長・副班長・個人の目標を毎週決めています  
子どもたちが決めた班は異年齢であり掃除～食事など子どもの生活に密着しています  
自分たちが決め過ぎやすい環境を整える子どもの自治は責任感を育み他者の意見を聞き折り合いをつけるなど日常生活の基盤を整えるのに一役を担っています  
職員からは見守りつつ子どもを尊重する姿が見受けられます

##### 3. 情報の電子化

5年前から所内では個人記録の積極的な電子化の取組をしています  
担当者は自ら情報を収集し所内でも利用の向上性を高めるため提案や改善に努めています  
職員が積極的かつ主体的に取り組む姿勢が見受けられ、迅速かつ確実な情報共有が実現され、職員の負担が軽減されています  
また現在、保護所内のセキュリティ対策を万全に確保したのち相談部門等に共有しさらなる共有の迅速化を図り効率の向上を目指す意向です

##### 4. 子どもの安心と環境整備

築30年を経過した施設ですが、職員は子どもが心地よく、安心して過ごせるように環境整備に努めています  
また明るく活力の生まれる空間にしようと職員手作りのディスプレイがされており、どのスペースも清掃整理整頓がみられ子どもの精神の安定に大きく寄与していると考えます

#### ＜改善を期待する点・提案 一時保護所＞

##### 1. 全体を通して「子どもの権利擁護」が浸透されより良い支援に努めている施設です

職員の評価では a 評価が多く今持てる状況の中で最大限に努めています  
今後は各項目に S 評価を各職員が自信を持って付けられるよう期待します  
(S 評価とは:優れた取り組みが実施されている・他の一時保護所が参考できるような取り組みが行われている)

##### 2. 慢性的な定員超過による負担

一時保護所の役割から致し方ない定員超過状況が続いている中で子どもに負担や不安も見受けられます。限られた資源の中で最善を尽くしていますが、継続支援の工夫や体制維持できるよう期待します

#### ＜改善を期待する点・提案 設置自治体＞

現在の配置と設備は定員が基本になっています

定員超過の常態化・長期化・混合処遇・特性を持った子どもの増加などの様々な状況のなか支援していますが職員の工夫の上に成り立っている施設です

緊急入所が夜間に行われる場合職員は1名で現入所者の対応を迫られます

一人ひとり安心して擁護するうえでも早急に的確な配置増や環境整備・備品の補充が行われることを願います

また職員の負担が増加している現状に在籍職員が安心して子どもたちに向き合い働き続けられるよう増員配置や処遇の改善が早急に必要と考えます

## 各項目の評価

### 第1部 子ども本位の養育・支援

評価項目	評価	判断基準					
		準1	準2	準3	準4	準5	準6
1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	○	○				
2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	○	○				
3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	○	○				
4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	○					
5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	○	○	○	○	○	
6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	○	○	○	○		
7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	○	○	○	○		
8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	○	○	○			
9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	○	○	○			
10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	○					
11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	○					
12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	○	○	○	○		
13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	○	○				
14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	○	○				

#### <優れている点>

##### 1. 子どもの権利擁護

職員は子どもが自分のペースで意見や感情を話せるように、担当と副担当が月に2～3回、1対1の時間を設けて丁寧に話を聞いています

また学齢期女子には保育士の女性副担当がつき心身とも両面できめ細かくフォローし子どもの安定に努めています

退所の見通しが立たない状況の場合などは現状を理解できるよう話し、子どもたちが不安にならないよう「どうしていきたいか」「何を頑張っていこうか」子どもと共に考え話をしています

子どもアンケートの結果から

「この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか」という質問に100%「あなた自身のこれまでの事や今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか」という質問に95.5%それぞれ回答があるように子どもたちは職員がいかに子どもに寄り添い子どもの話を聞き「権利擁護」が形だけでなく日々の暮らしの中で実践する姿があります

## 2. 子どもの自治と意思

ホームルームにおいて班・班長・副班長・個人の目標を毎週決めています

子どもたちが決めた班は異年齢であり掃除～食事など子どもの生活に密着しています

自分たちが決め過ぎしやすい環境を整える子どもの自治は責任感を育み他者の意見を聞き折り合いをつけるなど日常の生活の基盤を整えるのに一役を担っています

職員からは見守りつつ子どもを尊重する姿が見受けられます

高校生は、個別に担当職員と相談しながら、1日のプログラムを立てています

高学齢時は退所後の生活に役立てられるよう運転免許や簿記試験など資格取得のアドバイスやサポートが行われています

## 3. 子どもの理解に合わせた対応

子どもからの要望は愛着形成を大切に「できること」はなるべく実現する方向で「できないこと」は子どもの理解力に合わせ納得のいく答えをもって対峙しています

子どもの要望が取らないこそ子どもに理由を正直に伝え納得するまで対峙しています

職員が検討する際には「一人で対応しない事」「公正性」「不利益を受ける子どもがいないか」「集団生活で可能な事か」「継続ができるか」など手順・ポイントが明確になっており、一時保護所で生活するなどの子どもが安定した生活を送れるよう話し合いが行われています

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました。

## 第2部 一時保護の環境及び体制整備

評価項目	評価	判断基準						
		準1	準2	準3	準4	準5	準6	
15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b	△	○	△	△		
16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	a	○	○	○			
17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	a	○	○	○	○	○	○
18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a	○	○	○			
19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b	△					
20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a	○	○	○			
21	情報管理が適切に行われているか	a	○	○	○	○	○	
22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	a	○	○	○	○		
23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a	○	○				
24	児童福祉司との連携が適切に行われているか	a	○	○				
25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a	○	○	○			
26	医療機関との連携が適切に行われているか	a	○	○				
27	警察署との連携が適切に行われているか	a	○	○	○			
28	施設や里親等との連携が図られているか	a	○					
29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	a	○	○				

### <優れている点>

#### 1. 整理整頓された明るい環境

築30年を超える施設ですが、トイレが改装され居室、共有スペース、廊下など、どのスペースも整理整頓し清掃され清潔が保たれています  
「気持ち良い」と思える環境を子どもと作ることで生活習慣を整えています

#### 2. 職員の工夫

##### (1) 子どもたちの安心と快適な生活を確保

##### ① 面接室や倉庫の改装

定員超過時でも、個々の子どもが安心して過ごせるスペースを確保するために、面接室や倉庫を改装しています

また、パーテーションを設置しパーソナルスペースを確保することで少しでも安定して過ごせるよう配慮しています

②温かな雰囲気の工夫

職員は毎月壁面に季節感のあるPOPなデコレーションを施し子どもたちが少しでも気持ちが落ち着き楽しく過ごせるよう努めています  
廊下にはイベント時の写真が掲示され楽しかった思い出が思い返せる場を作り和ませています

③幼児への工夫

上履きを置く位置、歯ブラシやコップを置く位置に個人のマークを付け自然と整理整頓の生活習慣が身につくよう工夫されています  
子どもたちはきちんと整理されていることが「気持ちよい」と感じられるきっかけにもなっているかと思えます

④不安解消

「子どもが夜のトイレを怖がる」声に職員は壁面の装飾やドリームキャッチャーなどのアイテムを配置し子どもが怖がらずにトイレを利用できるように工夫しています  
「アイテムが助けてくれるよ」など声をかけ一つ一つ小さな不安の解消に努めています

(2) 記録の電子化

5年前から県内施設を先行し、個人記録の電子化に積極的に取り組んでいます  
担当者は自ら情報を集め、所内で誰もが活用しやすいよう提案・改善を行っています  
これにより、迅速かつ確実な共有が図れ、職員の負担軽減に繋がっています  
現在、一時保護所内でのみの利用ですが、今後は相談部門や他相談所とセキュリティを万全に確保した上で連携し益々の共有の迅速化や効率化を図る意向があります  
また書類のデータ化を推進する中で現行の手書きが良いと思われることは残しつつそれぞれの方法の利点と確実性を担保しています

(3) 関係機関との連携

一時保護所の子どもの事をより理解してもらえよう関係機関からの視察や情報交換を積極的に行っています  
また職員は各種関連施設(児童養護施設など)見学研修し子どものニーズに応えたいと積極的な意欲が見受けられました

<改善や工夫を期待したい点>

1. 設置自治体へ入所実態に即した改善支援に期待します  
入所実態に即した環境と職員体制を早急に図られることを望みます  
保護所は常態化した定員超過、特性のある子の入所増の中で定員に対する設備や配置で運営しています  
これは職員の工夫で成り立っていますが子どもも職員にも負担がかかっています  
実態に即した支援をご検討ください
2. 心理士の常勤配置に期待します  
様々な背景を持つ子どもや特性を持つ子どもが増える中で心のケアを専門的アプローチで支援し、職員が常時専門的相談ができるよう心理士の常勤配置に期待します

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました。

### 第3部 一時保護の運営

	評価項目	評価	判断基準					
			準1	準2	準3	準4	準5	準6
30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a	○	○				
31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a	○	○	○	○		
32	緊急保護は、適切に行われているか	a	○	○				
33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a	○	○	○			
34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a	○	○	○			
35	食事が適切に提供されているか	a	○	○	○	○	○	
36	子どもの衣服は適切に提供されているか	a	○	○	○	○		
37	子どもの睡眠は適切に行われているか	a	○	○				
38	子どもの健康管理が適切に行われているか	a	○	○				
39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	a	○					
40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	a	○	○				
41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a	○	○	○			
42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a	○	○	○	○		
43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
44	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a	○	○	○			
45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	○	○				
48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b	△	△	△			
49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	○	○				
50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a	○	○				
51	災害発生時の対応は明確になっているか	a	○	○	○			
52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a	○	○				
53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	a	○	○	○	○		
54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a	○	○	○	○		

**<優れている点>**

## 1. 組織で取組む質の向上

前回の第三者評価の受審後は結果を職員で見直し、話し合いを通じて改善に努めています  
 急遽実施決定された今回の第三者評価は保護所全体で柔軟に対応し4名の職員が打ち合わせ段階から参加するなど組織全体で質の向上に努める意欲や積極的な姿勢が見られました

## 2. 行事工夫

外出や行事を大切にし閉塞感のある子どもに少しでも生活に充実感を与えるために努めています  
 コロナ禍明けには県内の保護所の中でいち早く所外行事を組み子どもの心身の安定を図っていました  
 諸々のリスクを所内全体の協力と工夫と綿密な計画の上で実施された行事は県内の他の保護所の参考になり手本にもなっていました  
 職員の子どもへの思いと所内全体の協力体制の賜物と感じました

## 3. 健康管理の支援

看護師は夜間の引継ぎをした後子どもの心身の状態を確認しています  
 職員が多忙となる時間帯には積極的に子どもの元へ行き、話を聞き、情報を職員と共有しています  
 看護師が不在となる土日は、職員が的確な健康管理が行えるよう明確化しています  
 特に服薬管理は、薬の保管方法を可視化し日誌にチェック機能をもたせ誤薬の防止に努めています

## 4. マニュアルの随時更新

健康管理をはじめ各種マニュアルは随時更新がなされ活用できる状態に常に更新されています

## 5. 学習支援

学習指導員は生徒をひきつける様な授業をグループで行い一人ひとり理解できているのか確認しながら指導を行う姿が見られました

**<改善や工夫を期待したい点>**

保護所だけで解決できない点がありますが身体機能に障害を抱える子どもには階段での移動や出入り口の段差などハード面での課題が生じています  
 設置自治体と共に早急に解決できるよう期待します

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました。

#### 第4部 一時保護所における子どものへのケア・アセスメント

	評価項目	評価	判断基準					
			準1	準2	準3	準4	準5	準6
55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a	○	○				
56	保護開始にあたり、関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	a	○	○				
57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	a	○					
58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	a	○	○	○			
59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a	○	○				
60	観察会議が適切に実施されているか	a	○	△	○			

#### <優れている点>

##### 1. 子どもの声を反映した支援計画の見直し

月2回観察会議で処遇方針を話し合い支援計画を策定しています

職員はホームルームや月2～3回の面談と日常会話の中で子どもに「どのようにしたいのか」「どんなことを頑張っていくか」など対話しながら子ども自ら目標が持てるようサポートしています

指導員・保育士会議の中で子どもの声、個々の状況、処遇など共有した上で必要に応じて支援計画を随時見直しています

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました

## 第5部 一時保護の開始及び解除手続き

	評価項目	評価	判断基準					
			準1	準2	準3	準4	準5	準6
61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a	○	○				
62	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	○	○	○			
63	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a	○	○				
64	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	○	○				

### <優れている点>

#### 1. 所持品の適切な管理

学齢時は私物箱を作り、担当職員が児童と話し合いながら管理しています

貴重品は鍵付きロッカーに個別に保管し、毎月保管状況を確認し紛失予防に努めています

退所時に所持品や貸し出し品のチェックミスが無いようケアワーカーとダブルチェックをしています

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました。

## <判断基準一覧>

- 1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか
- 1-2 子どもの権利が侵害された時の解決方法を説明しているか
- 2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか
- 2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか
- 3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか
- 3-2 不服申し立ての方法等について、保護者・子どもに示しているか
- 4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか
- 5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか
- 5-2 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか
- 5-3 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか
- 5-4 家庭復帰ができない場合、理由、その後の生活の見通し等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか
- 5-5 家庭復帰ができない場合、児童養護施設の見学や里親に会えるようにしているか
- 6-1 家庭復帰に対する子どもや保護者等の心理状態に配慮しつつ、子どもや保護者等の意見を聴取しながら、復帰時期、復帰後の生活等について検討しているか
- 6-2 子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか(幼保職員への SOS、児童相談所全国ダイヤルの使い方の練習など)
- 6-3 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア、移行の必要性の説明等を行っているか
- 6-4 家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか
- 7-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか
- 7-2 外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか
- 7-3 外出、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか
- 7-4 外出、通信、面会、行動等の制限を行っている子どもがいる場合に、必要のない子どもまでもが制限されていないか
- 8-1 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか
- 8-2 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか
- 8-3 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか
- 9-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか
- 9-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか
- 9-3 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか
- 10-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか
- 11-1 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか
- 12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか
- 12-2 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や療育を行っているか
- 12-3 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮した、通常以上に配慮したケアが行えているか
- 12-4 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか
- 13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか
- 14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか
- 14-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか
- 15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか
- 15-2 開放的環境における対応が可能となっているか(一時保護所内での開放的環境の確保・委託一時保護の活用等)
- 15-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか(適切な監査等を受けているか)
- 15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか
- 16-1 束縛感がなく、個別性が尊重される環境となっているか
- 16-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか
- 16-3 あたたかい雰囲気であり、安心して生活できる体制が確保されているか
- 17-1 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか
- 17-2 家庭的な環境となるような工夫がされているか
- 17-3 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか
- 17-4 必要な修繕等が行われているか
- 17-5 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか
- 17-6 外部からの視線に対する配慮が行われているか
- 18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか

- 18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか
- 18-3 スーパーバイズができていますか
- 19-1 職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準以上であるか
- 20-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか
- 20-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか
- 20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか
- 21-1 個人情報適切に取り扱われているか
- 21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか
- 21-3 書類や記録等が適切に管理・更新されているか
- 21-4 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか
- 21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか
- 22-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか
- 22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか
- 22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか
- 22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか
- 23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか
- 23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か
- 24-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか
- 24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか
- 25-1 適正な就業状況が確保されているか
- 25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか
- 25-3 福利厚生施設の充実に取り組んでいるか
- 26-1 必要な場面で、医療機関からの協力がえられているか
- 26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか
- 27-1 警察署との連携が日頃から行われているか
- 27-2 警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか
- 27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか
- 28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか
- 29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがある
- 29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できている
- 30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか
- 30-2 一時保護の目的(安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針となっているか
- 31-1 事業計画が策定されているか
- 31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか
- 31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか
- 31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか
- 32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか
- 32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか
- 33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか
- 33-2 日課構成は適切か
- 33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか
- 34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか
- 34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか
- 34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの安定化等に取り組んでいるか
- 35-1 1日3食の食事が提供されているか
- 35-2 食事は衛生が確保されているか
- 35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか
- 35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか
- 35-5 食事は、温かい雰囲気の中で提供されているか
- 36-1 衣服の清潔は保たれているか
- 36-2 衣習慣が身に付くように支援しているか
- 36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか
- 36-4 適切な衣服を貸与できる
- 37-1 就寝・起床時刻は適切か
- 37-2 睡眠環境は適切か
- 38-1 子どもの健康状態が把握されているか
- 38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか
- 39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか

- 40-1 保育所運営指針による保育を基本としているか
- 40-2 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか
- 41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか
- 41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか
- 41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか
- 42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか
- 42-2 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行っているか
- 42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか
- 42-4 PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか
- 43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか
- 43-3 他害等の逸脱行動には毅然と対応しているか
- 44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか
- 44-3 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか
- 45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか
- 45-2 重大事件の場合には、刺激の少ない部屋で安心させる対応を行っているか
- 45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか
- 46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか
- 46-2 葬儀等に参加させているか
- 46-3 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか
- 47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 47-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 48-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-3 障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか
- 49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 49-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか
- 50-2 無断外出の未然防止に努めているか
- 51-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか
- 51-2 避難訓練を毎月1回以上実施しているか
- 51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている
- 52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか
- 52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか
- 53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか
- 53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか
- 53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか
- 53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか
- 54-1 自己評価が定期的に行われているか
- 54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか
- 54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか
- 54-4 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになってきているか
- 55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか
- 55-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか
- 56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか
- 56-2 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針(援助方針)が策定されているか
- 57-1 個別援助指針(援助方針)に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか
- 58-1 積極的に子どもと関わり、細かなやりとりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか
- 58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか
- 58-3 必要以上に長期間の保護が行われていないか
- 59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか
- 59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか
- 60-1 職員は、業務引継を適切に行っているか
- 60-2 原則として、週1回は観察会議を実施しているか
- 60-3 観察会議の結果を、判定会議に提出しているか
- 61-1 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか
- 61-2 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか
- 62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか

- 62-2 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失しないよう配慮しているか
- 62-3 所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡しているか
- 63-1 一時保護の継続判断を行うために、児童相談所等に必要な情報の提供をしているか
- 63-2 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか(成育歴、強み・長所、継続的な取組等)
- 64-1 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか
- 64-2 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか